解散公告

当社は、令和七年三月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

宮崎市吉村町曽師前甲三一七〇番地一

有限会社エノモト巧芸

清算人　柄本　俊子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月四日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

山梨県甲府市穴切町三〇二番地

宗教法人心靈界教団上田教会

清算人　弁護士　田中　謙一

連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

東京都江戸川区西葛西六丁目一五番三号中兼ビル四階四〇一号　医療法人社団ＧＤＣ

清算人　山下みよ子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

神奈川県逗子市小坪三丁目四番一一号

宗教法人天照皇大神宮教逗子支部

清算人　富田　俊夫

解散公告（第二回）

当宗教法人は、令和七年一月二十九日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

岐阜県中津川市落合字三五沢二六番地の五

宗教法人丸山教美濃支教会

清算人　弁護士　田中　敦

連絡先　岐阜県土岐市泉町久尻三〇―一一　とうと法律事務所

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年二月二十八日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

岐阜県加茂郡白川町坂ノ東四九七五番地二二

農事組合法人白川北茶生産組合

清算人　牧野　基廣

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに呉市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

広島県呉市豊浜町大字豊島四〇一一番地の二

医療法人社団伊藤医院

清算人　伊藤　克浩

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月十一日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山一〇三〇―一

嵐山町平沢土地区画整理組合

代表清算人　内田　信雄

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

東京都中央区築地二丁目一五番一五号センチュラル東銀座二〇二　医療法人社団博神会

清算人　神成　勝彦

解散公告（第三回）

当法人は、定款で定める解散事由の発生により令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

神奈川県小田原市板橋九一番地

医療法人社団日下部皮膚科医院

清算人　日下部芳志

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月二日開催の社員総会の決議により、令和七年二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

山梨県中央市布施二〇七四番地

医療法人木之瀬医院

清算人　木之瀬　正

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年一月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月二十一日

岐阜県恵那市串原三六四一番地三

農事組合法人ふるさと松本

代表清算人　太田　英勝

第八十六期決算公告

二〇二四年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨

単位・億円

資産の部

流動資産	一、四四二
固定資産	一、八六二
資産合計	三、三〇四
負債及び純資産の部	
流動負債	四五五
固定負債	二六六
退職給付引当金	九一
その他	一七四
株主資本	二、一八三
資本金	三
資本剰余金	〇
資本準備金	〇
利益剰余金	二、一七九
利益準備金	〇
その他利益剰余金	二、一七九
評価・換算差額等	三九九
株式等評価差額金	三九九
負債及び純資産合計	三、三〇四

損益計算書の要旨

単位・億円

（自　二〇二三年十二月一日　至　二〇二四年十一月三十日）

売上高	一、七一〇
売上原価	一、一八七
売上総利益	五二三
販売費及び一般管理費	四一五
営業利益	一〇八
営業外収益	四二
営業外費用	六
経常利益	一四三
特別利益	〇
特別損失	六
税引前当期純利益	一三八
法人税、住民税及び事業税	四三
法人税等調整額	一
当期純利益	九三

二〇二五年三月二十一日

東京都文京区音羽二丁目一二番二一号

株式会社社講談社

代表取締役　野間　省伸